

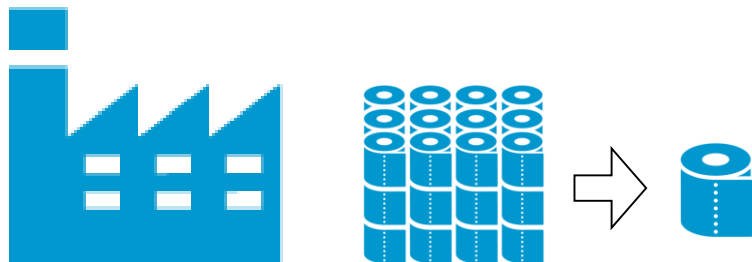
事業再編（事業転換）

製造業

コロナ前

パルプ装置・製紙機械を製造している事業者が、コロナの影響により需要が低迷

パルプ装置・
製紙機械製造工場



事業
転換

コロナ後

新設合併を行い、新たにマスクなどの衛生製品の製造業を開始



事業再編（事業転換）に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ① 会社法上の組織再編行為（新設合併）を行っている。
- ② 製品等の新規性要件を満たしている。
- ③ 市場の新規性要件を満たしている。
- ④ 3～5年の事業計画期間終了後、衛生製品の製造業（繊維工業）を含む事業の売上高構成比が最も高い事業となる。